

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和5年2月18日 15時05分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市菅島亀子鼻南方沖 安楽島港東防波堤灯台から真方位058° 1.1海里付近 （概位 北緯34° 28.3′ 東経136° 53.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート智祐丸は、航行中、燃料が不足して主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 智祐丸、5トン未満（長さ7.91m）
船舶番号、船舶所有者等	243-19917三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族等2人を乗せ、三重県志摩市大王崎南方沖での釣りを終え、定係地である鳥羽市小浜町の船溜まりに向けて約20ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、主機が停止した。</p> <p>船長は、帰航を開始する際に操縦パネルの燃料計で燃料が半分ほど残っていることを確かめたが、帰航中は燃料計を見ず、主機が停止した直後に燃料計を見たところ、燃料が空の状態であることに気付き、携帯電話で118番通報し、本船は、来援した巡視艇にえい航されて鳥羽市鳥羽港に到着した。</p> <p>船長は、本船を令和4年4月ごろに中古で購入し、予備の燃料タンクを積載していなかった。</p> <p>船長は、大王崎付近で釣りをして帰航した経験が約5回あり、その際には約15knの速力で航行していたものの、本インシデント当時はふだんより速力が速かったので燃料を多く消費したのではないかと思った。</p>
分析	本船は、ふだんより増速して帰航中、船長が、燃料計の指針を確認していなかったことから、燃料の残油量が少なくなっていることに気付かず航行を続け、燃料が不足して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、ふだんより増速して帰航中、船長が、

	<p>燃料計の指針を確認していなかったため、燃料の残油量が少なくなっていることに気付かずに航行を続け、燃料が不足して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、自船の速力と燃料消費量との関係を理解し、操縦パネルの燃料計を適宜確認しながら航行すること。・ 燃料不足等により船体の姿勢制御ができなくなると、気象海象の状況によっては、転覆等の事故につながるおそれがあるので、船長は、予備の燃料タンクを必ず搭載すること。